

農業外国人材向け動画制作業務に関する委託企画提案競技実施要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する農業外国人材向け動画制作業務（以下「業務」という。）を委託する事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 業務の目的

本県農業への就労を促進するとともに、外国人材と受入農業者の双方が円滑に作業を進められる環境を整備するため、外国人材向けに本県農業における就労環境等を紹介する PR 動画及び農業機械の操作を中心とした作業動画を制作する。

2 企画提案及び契約の手順

企画提案競技参加資格を有する事業者から公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容と認められた者と随意契約を締結する。

3 委託業務の内容

(1) 業務名

農業外国人材向け動画制作業務

(2) 業務内容

別紙 農業外国人材向け動画制作業務に関する委託仕様書のとおり

4 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとし、その旨の誓約書（別紙 3）を提出すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。

- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、県との協議に応じ迅速かつ円滑に対応ができること。

5 契約上限額

3, 1 5 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※履行までに要する全ての経費を含む。

6 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 5 日まで

7 日程

- (1) 実 施 公 告 令和 8 年 8 月 2 5 日（火）
- (2) 企画提案競技参加申込み 令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 5 時まで（必着）
- (3) 質 問 票 締 切 令和 8 年 9 月 1 1 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (4) 企画提案書提出 令和 8 年 9 月 1 7 日（木）午後 5 時まで（必着）
- (5) 審 査 結 果 通 知 令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで（予定）

8 企画提案競技の方法

(1) 企画提案競技参加申込み

- ① 提出書類 企画提案競技参加申込書（別紙 1）
- ② 提出先 本要領 12 のとおり
- ③ 提出方法 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 提出期限 令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 5 時まで（必着）
- ⑤ その他

参加申込書を受け付けた場合、県担い手農地対策課から電話にて確認の連絡を行うので、申込日 2 日後（土日を除く。）までに連絡がない場合には、県担い手農地対策課まで問い合わせること。

なお、参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（別紙 4）を持参又は郵送により提出すること。

(2) 企画提案競技に係る質問及び回答

- ① 提出書類 質問票（別紙２）を提出すること。
- ② 提出先 本要領 12 のとおり
- ③ 提出方法 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 提出期限 令和8年9月11日（金）午後5時まで（必着）
- ⑤ 回答方法

質問への回答は、軽微なものを除き、原則として質問受付日から3日以内（土日を除く。）に、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで送付することとする。

⑥ 質問内容

原則として、当該業務に係る内容や応募手続き等に関する事項に限る。次の質問は受け付けない。

- ・他の応募者の提案書提出状況に関する内容
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(3) 企画提案書の提出

① 提出書類

以下のア～オは8部、カは1部提出すること。ただし、押印が必要なものについては、原本を1部とし、残り7部はコピーでの提出も可とする。その際は、原本とコピーを区別できるようにして提出すること。

ア 企画提案書（様式任意、A4版）

- ・原則としてA4版で作成すること。
- ・動画制作のコンセプト及び重視するポイントを記載すること。
- ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。
- ・実施スケジュール及び実施体制を記載すること。
- ・本業務を実施するに当たり、県に求める作業及び資料等があれば記載すること。

イ 委託業務実施体制（様式任意）

- ・業務上の協力事業者等があれば、その内容や体制も併せて記載すること。

ウ 見積書及び見積明細書（様式任意）

- ・委託業務の積算内容が分かるように記載すること。
- ・宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

エ 会社概要

- ・既存資料で可

オ 業務実績

- ・過去3年以内に地方公共団体と契約した動画制作業務の実績について、契約の相手方、業務名、契約期間、業務内容及び当該業務における応募者の役割

が分かる書類を提出すること。

- ・前項の実績のうち、参考動画がある場合は、当該動画を視聴するための URL、二次元コードその他これに準ずる方法を記載することができる。
- ・参考動画を提出する場合は、応募者の責任において、当該動画の視聴に必要な著作権、肖像権、個人情報、秘密保持義務その他の権利・義務に関する必要な許諾等を得たものに限ること。
- ・URL を記載する場合は、審査期間中に県が視聴できる状態とし、ID、パスワードその他視聴に必要な情報がある場合は、併せて記載すること。なお、審査終了後は、県は当該動画の閲覧又は利用を行わない。

カ 誓約書（別紙 3）

- ② 提出先 本要領 12 のとおり
- ③ 提出期限 令和 8 年 9 月 1 7 日（木）午後 5 時まで（必着）
- ④ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- ⑤ 留意事項

ア 応募する企画書は 1 案に限る。

イ 提出後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

(4) 審査項目

別添農業外国人材向け動画制作業務委託に係る審査表のとおり

(5) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。

(6) 審査結果の通知

令和 8 年 9 月 3 0 日（水）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

なお、提案者は、通知日から 7 日以内（土日、祝日を除く。）に、自己の審査結果について情報提供を求めることができる。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適応しないとき。
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき。
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、契約上限額の範囲内であることを確認して、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (7) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。
- (8) 決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上変更することがある。

12 担当課（問合せ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
宮崎県農政水産部農村振興局 担い手農地対策課 農業参入・法人支援担当
（担当：濱砂）
電 話 0985-32-4465
E-mail ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp